

日時・場所	平成28年4月11日（月）	8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長（代理：杉本次長）、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）	

1. 市長指示事項

- ・ 新年度に入り、順次仕事の引継ぎを行ってもらっていると思うが、課題解決・目的達成という仕事の目的を押さえて引継ぎをしてほしい。仕事があるから仕事をするのではなく、目的達成のために行うということを確認してほしい。
また、仕事を進める各段階においては、各職員が責任をもって判断するよう、部次長が仕向けてほしい。
- ・ 土曜日に駅前自治会の方々と、野洲駅南口周辺整備構想および市立病院整備について懇談をし、多様で奥深い話ができ、駅前への市立病院整備に反対されている方々も出席されていたが、結果的に、意見等が出尽くした形で終わったので、良い懇談ができたと思っている。過去の経緯で懸念を持たれている方もおられたが、市からは情報を全て出し、十分な説明も行った結果、市の考え方に「異論なし」という形でまとまったと理解している。
- ・ 議会とは、公開の場において全ての情報を出したうえで議論をしており、いわゆる「根回し」は行ってない。「根回し」などしなくても、これまで円滑に行政を運営してきたことを皆が自覚してほしい。
このことに関連するが、駅前自治会や議員の方々から、駅前に市立病院整備を計画しているのであれば、駅前の1軒1軒を訪問し説明するべきだとの意見が出た。しかし、用地買収時の対応ならまだしも、政策形成過程においてそのような対応はしてはならないし、現実的に不可能である。公開の場で議論して合意形成を図ることが最も公平・公正な方法である。

2. 報告事項

① 平成27年度野洲市外部評価結果報告書について

【所管： 政策調整部】

平成24年4月に策定した第1次野洲市総合計画改訂版の6つの基本目標に沿ったまちづくりの基本施策を実現していくために、主要な基本事業を掲げたロードマップを作成したが、その進捗管理をすべく内部評価だけでなく、平成24年度に設置した野洲市総合計画外部評価委員会による外部評価を実施した。平成27年度には3事業（児童虐待の防止・地産地消の推進・債権の管理体制及び手法の整備）の外部評価を実施した。

なお、平成28年度以降の外部評価の手法として、例えば、まちづくり井戸端座談会を活用するなど、これまでと異なる手法を検討していく。

② 篠原駅南口駅前広場・アクセス道路の供用開始について

【所管： 政策調整部】

篠原駅周辺の都市基盤整備については、平成27年9月19日に篠原駅自由通路及び橋上駅舎が完成し、平成28年4月1日には「南口駅前広場及びアクセス道路」が供用を開始した。完成にあたり記念式典を4月30日に開催する。今後は、本年12月までに北口駅前広場の整備、平成30年度末には国道8号からのアクセス道路（安養寺入町線）についても整備が予定されている。

→資料の地図内に、市道大篠原入町線（ふるさと農道）の法線、市道大篠原入町線から国道8号までの区間の県道安養寺入町線の整備予定法線を明記すること。さらに、当区間が平成30年度末を目途に県により整備予定である旨、正確に記載すること。

③ 野洲市特定事業主行動計画の策定について

【所管： 総務部】

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成17年4月に「野洲市子育て支援計画～子育てしやすい職場環境をめざして～」を策定し、様々な次世代育成支援対策に取り組んできたが、今般、平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したことに伴い、女性の活躍推進という視点を加えた「野洲市特定事業主行動計画」を策定した。計画の期間は平成28年4月1日から平成37年3月31日までであり、対象は本市の全部局の市職員である。

→計画冊子は職員全員に配布する予定か。

→電子掲示板で掲載予定である。

→採用試験における受験者総数に占める女性受験者数を平成36年度までに50%をめざすとしてい

るが、実現可能な目標か。
→目標値の根拠等について再度確認する。

④ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

4月度全員協議会への報告事項16件、会議結果報告事項1件、連絡事項4件を提出する。変更等があれば4月19日までに報告願いたい。

3. 協議事項

① 野洲市手数料条例の一部改正について

[所管： 市民部]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード（マイナンバーカード）を活用し、平成28年10月から証明書コンビニ交付サービスを開始するため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で発行する住民票の写し等の交付手数料を定める。

→コンビニ交付が窓口交付より手数料が100円安いことの根拠は。

→例えば「住民票の写し」について、現在の窓口交付の経費（人件費除く）は1枚当たり376円であり、手数料は300円（負担率約79%）である。コンビニ交付の場合は、1枚当たり265円となり、負担率が同等程度になるよう手数料を200円（負担率約75%）に設定した。

→コンビニ交付の促進と併せ、手数料の設定根拠、近隣市町との比較等を資料として提出してはどうか。

→5月の全員協議会で提出する。

② 野洲市印鑑条例の一部改正について

[所管： 市民部]

印鑑証明書について、窓口交付や市民サービス端末機（自動交付機）による交付のほか、平成28年10月から開始する証明書コンビニ交付サービスにおいて、多機能端末機で印鑑証明書を発行するよう関係規定を改正する。

③ 野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部改正について

[所管： 環境経済部]

平成28年9月30日に（現）野洲クリーンセンターを廃止し、翌日10月1日に（新）野洲クリーンセンターを設置することに伴い、条例の一部を改正する。野洲クリーンセンターの位置の変更並びに最終処分場と表の統合、（新）野洲クリーンセンターの稼働期間（25年間）とその後中間処理施設の設置場所、および研修室・会議室を有料施設とすることを規定する。

なお、本件は今週金曜日に地元住民に報告する予定をしている。

→平成23年の全員協議会の資料が参考として添付されているが、検討（案）となっており、今回の条例改正に至った経緯を示すのであれば、その後の経緯を示す資料も添付する必要があると考えるが、内容はすでに地元で了解いただき、議会にもすでに報告していることから、本資料をあえて添付する必要はないのではないか。

→当資料は添付しない。

→稼働期間（25年間）後の中間処理施設の設置場所を「大篠原地域以外」としているが、当表現で問題はないか。できるだけ不明確な表現は避けるべきだと思われる。

→元々は当該地域となっていたものを、より明確にするために大篠原地域と表現した。地元が了承されているのであれば問題ないと思う。

④ 野洲市使用料条例の一部改正について

[所管： 環境経済部]

平成28年9月30日に（現）野洲クリーンセンターを廃止し、翌日10月1日に（新）野洲クリーンセンターを設置することに伴い、使用料を定める施設に（新）野洲クリーンセンターを追加し、新たに設置する研修室及び会議室の使用料を定める。

→展示スペース、工房室、多目的広場は使用料が必要か。

→不要である。

⑤ 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[所管： 健康福祉部]

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴う、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正により、野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。この改正により、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を追加する。

→追加する必要性はあるのか。現実に有資格者がいないのであれば、法が改正されたからといって現時点で条例を改正する必要はないのではないか。
→再度精査する。

⑥ 野洲市くらし支えあい条例（案）（新規制定）について

[所管： 市民部]

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）第2条により消費者安全法（平成21年法律第50号）が改正され、また、消費者被害、その他の市民のくらしの問題の背景にある経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の課題の解決と生活再建を図るため条例を制定する。前文についてはもう少し精査する。

4. その他伝達事項

- ・今週、野洲駅南口広場線整備工事等に関する会計検査受検予定。
- ・4月22日の全員協議会において、新部次長の紹介をする。席次変更もあり。なお、案件の説明は手短に行うこと。
- ・4月4日に発生した住民情報を管理するネットワークの障害について、未だ原因不明である。現在は問題なく稼動している。

5. 次回部長会議

4月18日（月） 15時～ 庁議室